



快適な暮らしを守る下水道

～ 9月10日は「下水道の日」～

下水道は、私達の暮らしから出る生活排水などの汚水を浄化して海や川へ戻すという、美しい環境を守っていく大切な役割を担っています。環境を守っていくため、みんながルールを守って快適な下水道の使用を行っていきましょう。

本町を流れる猪名川の水は、生活排水などによる汚水の流出により大変汚れていますが、下水道整備の推進により水質の向上が図られ、川の水もきれいになりつつあります。「下水道の日」を機に、清流猪名川を取り戻すため、下水道の働きについて、今一度考えてみましょう。

下水道への接続を!

皆さんは、町の下水道普及率をご存知ですか。平成18年3月末時点で98・7%で昨年の同時期と比べ0・3%上昇しています。

一方、水洗化率は同年3月末時点で96・3%。昨年同時期と比べ1・0%上昇していますが、下水道普及率と水洗化率の間には開きがあります。これは、下水道を利用していた状態でも未だ利用されていない方がおられることを示しています。法律では「下水道が利用できる状態になつてから3年以内に下水道へ接続しなければならぬ」と定められています。環境保全のため、早期接続をお願いします。

町では、下水道への接続にかかる支援措置として、「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」を設けています。積極的にご利用ください。なお、下水道への接続工事については、町の排水設備指定工事店へご相談のうえ申し込んでください。

下水道は大切に使いましょう

天ぷら油の残りや野菜くずなどは、流さないようにしましょう

水洗トイレで、トイレトペーパー以外の物を流さないようにしましょう



ガソリン・シンナー・アルコールなどの危険物は、絶対流さないようにしましょう

洗剤を買う時は、石けんや無リン合成洗剤を選びましょう

風呂場や洗面所の排水口に、髪を流さないようにしましょう

半年に一度、櫛の蓋を開けて点検しましょう。清掃・補修が必要な場合は工務課へ

原田処理場を見学しよう!



原田処理場の施設内

町内で出る生活排水などの汚水は、下水道を通り豊中市にある原田処理場で処理され自然に戻されます。汚水がきれいな水に生まれ変わる仕組みを一緒に学んでみませんか。

とき 9月9日(土) 午前11時～午後3時
集合場所 スカイランド原田(豊中市原田西町1-1)
内容 処理場・汚水処理工程見学ほか
その他 駐車場は有料、雨天中止
問い合わせは、猪名川流域下水道事務所(06-6841-1100)へ。

相談会を実施

下水道および雨水貯留助成制度相談会を開催します。

とき 9月8日(金) 午前10時～午後4時
ところ 役場1階会議室
内容 雨水貯留助成制度の相談や下水全般

ご注意ください!

「下水の点検に来ました」という下水道管清掃業者の巧みな呼びかけに、大半の人が

のじぎく兵庫国体の大会(レスリング)10月1日～同4日、ベタンク(同8日)開催にともない、文化体育館・スポーツセンターおよび中央公民館は、本会場・練習会場などになるため、施設利用ができなくなります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。問い合わせは、文化体育館(766-7400)、中央公民館(766-8432)、スポーツセンター(768-2277)の各施設へ。



のじぎく兵庫国体開催にともない施設の利用を制限します

施設利用制限一覧表

施設	適用	期間
文化体育館	休館	9月10日～10月8日
中央公民館	休館	9月29日～10月4日
図書館	休館(蔵書点検含む)	9月25日～10月6日
総合公園駐車場	利用制限	9月29日～10月4日
スポーツセンター	利用制限	9月28日～10月4日・同8日
スポーツセンターグラウンド・テニスコート	利用制限	9月28日～10月3日 10月7日～10月8日

「町役場からの訪問」と勘違いし、さまざまなトラブルが発生しています。

町では皆さんから修理依頼がない限り、業者を紹介したり派遣するようなどは一切ありません。訪問した業者に清掃を依頼される場合は、先に見積りを取るなど、十分な確認をしたうえで依頼されることをお勧めします。

下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

とき 11月23日(祝) 午後1時30分～同3時30分
ところ 流通科学大学(神戸市西区)
申込方法 9月11日～同15日までに工務課 9月4日から申込書配布

問合せ 上下水道部工務課(766-8703)

消費生活のアドバイス



> 167 <

不当請求・架空請求が多発 おかしいと思ったら連絡しないで相談を

たメールのURLを開き「18歳以上」にアクセスしたところ、突然「ご入会ありがとうございます」という請求画面になり、個人識別番号・位置情報などが表示された。期日までに支払わないと調査して、自宅・職場を訪問する。個人識別番号から契約者名・住所などがわかる」と書いてあった。

「回答」アダルトサイトに登録になつても、有料と表示がなかったり、あつても画面をスクロールしたり、規約を開かないとわからない場合が多くなっています。有料と知らずにサイトを開いて、突然請求画面が出たとしても、利用料金について合意できないまま請求されているので契約成立とはいえず、支払い義務はありません。

携帯やパソコンのメールアドレスから個人情報を調べることができません。携帯電話会社やプロバイダーは個人情報第三者に教えることはありません。

事例のような不当請求をされたときは、決して相手に連絡しない。連絡があつても応じない。身近な誰かに相談する。お金を支払うと「カモリスト」に載り、別の業者からも請求されます。

不審に思ったときは、お金を払う前に警察や消費生活相談コーナーに相談しましょう。

疑問な点は、消費生活相談コーナー(766-1110)へ。

「事例1」 「民事訴訟最終通告書」と書かれたハガキが法務省認定法人から届いた。「販売業者から商品代金未納との連絡を受け、訴訟手続きを行い、裁判所に受理されました。裁判取り下げご希望の方は期日までにご連絡ください。ご連絡なき場合は財産・給与の差し押さえとなります」と書いてあるが全く覚えがない。

「事例2」 携帯電話に届いた「携帯電話に届いた」という高額の請求書が使用されている個人情報が使用されているので連絡しないで放置しておきましょう。